

旧	新
2 実施期日 本定義書は、<u>令和 6 年 4 月 1 日</u>から実施いたします。 6 電灯需要 坊っちゃんプラン (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ—お客さまが 1 年を通じて本定義書の適用を希望されること <u>ロ</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること <u>ハ</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、<u>ロ</u>に該当し、かつ、<u>ハ</u>の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2)～(5)（省略）	2 実施期日 本定義書は、<u>令和 7 年 7 月 1 日</u>から実施いたします。 6 電灯需要 坊っちゃんプラン (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <u>イ</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること <u>ロ</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、<u>イ</u>に該当し、かつ、<u>ロ</u>の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2)～(5)（省略）

旧			新								
附則 本定義書の実施にともなう切替措置 令和6年3月31日以前から電気の供給が継続し、令和6年4月1日から令和6年4月30日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金の算定における料金率は、6（電灯需要）（4）にかかわらず、次のとおりといたします。 <table><tr><td>最低料金</td><td>1 契約につき最初の 100 キロワット時まで</td><td>3,597 円 00 銭</td></tr><tr><td rowspan="2">電力量料金</td><td>100 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>34 円 92 銭</td></tr><tr><td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>39 円 54 銭</td></tr></table>			最低料金	1 契約につき最初の 100 キロワット時まで	3,597 円 00 銭	電力量料金	100 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34 円 92 銭	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	39 円 54 銭	(削除)
最低料金	1 契約につき最初の 100 キロワット時まで	3,597 円 00 銭									
電力量料金	100 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34 円 92 銭									
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	39 円 54 銭									

旧	新
2 実施期日 本定義書は、<u>令和 6 年 4 月 1 日</u>から実施いたします。 6 電灯需要 リトル坊っちゃんプラン (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ—お客さまが 1 年を通じて本定義書の適用を希望されること <u>ロ</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること <u>ハ</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、<u>ロ</u>に該当し、かつ、<u>ハ</u>の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2)～(5)（省略）	2 実施期日 本定義書は、<u>令和 7 年 7 月 1 日</u>から実施いたします。 6 電灯需要 リトル坊っちゃんプラン (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <u>イ</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること <u>ロ</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、<u>イ</u>に該当し、かつ、<u>ロ</u>の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2)～(5)（省略）

旧			新										
附則 本定義書の実施にともなう切替措置 令和6年3月31日以前から電気の供給が継続し、令和6年4月1日から令和6年4月30日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金の算定における料金率は、6（電灯需要）（4）にかかわらず、次のとおりといたします。 <table><tr><td>最低料金</td><td>1 契約につき最初の 11 キロワット時まで</td><td>623 円 00 銭</td></tr><tr><td rowspan="3">電力量料金</td><td>11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>30 円 66 銭</td></tr><tr><td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>37 円 28 銭</td></tr><tr><td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>40 円 79 銭</td></tr></table>			最低料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	623 円 00 銭	電力量料金	11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 66 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	37 円 28 銭	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40 円 79 銭	(削除)
最低料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	623 円 00 銭											
電力量料金	11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 66 銭											
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	37 円 28 銭											
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40 円 79 銭											

旧	新
2 実施期日 本定義書は、<u>令和 6 年 4 月 1 日</u>から実施いたします。 6 電灯需要 ビッグ坊っちゃんプラン (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ—お客さまが 1 年を通じて本定義書の適用を希望されること <u>ロ</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること <u>ハ</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、<u>ロ</u>に該当し、かつ、<u>ハ</u>の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2)～(5)（省略）	2 実施期日 本定義書は、<u>令和 7 年 7 月 1 日</u>から実施いたします。 6 電灯需要 ビッグ坊っちゃんプラン (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 （削除） <u>イ</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること <u>ロ</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、<u>イ</u>に該当し、かつ、<u>ロ</u>の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2)～(5)（省略）

新旧対照表 電気契約種別定義書 野だいこプラン（四国電力エリア【低圧】） 令和 7 年 7 月 1 日実施

旧	新
2 実施期日 本定義書は、<u>令和 6 年 9 月 1 日</u>から実施いたします。 8 電力需要 野だいこプラン (1) 適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ—お客さまが 1 年を通じて本定義書の適用を希望されること <u>ロ</u> 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること <u>ハ</u> 1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、<u>ロ</u>に該当し、かつ、<u>ハ</u>の最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2)～(5)（省略）	2 実施期日 本定義書は、<u>令和 7 年 7 月 1 日</u>から実施いたします。 8 電力需要 野だいこプラン (1) 適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <u>イ</u> 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること <u>ロ</u> 1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、<u>イ</u>に該当し、かつ、<u>ロ</u>の最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2)～(5)（省略）

新旧対照表 電気契約種別定義書 ビッグ野だいプラン（四国電力エリア【低圧】） 令和 7 年 7 月 1 日実施

旧	新
2 実施期日 本定義書は、<u>令和 7 年 4 月 1 日</u>から実施いたします。 8 電力需要 ビッグ野だいプラン (1) 適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ—お客さまが 1 年を通じて本定義書の適用を希望されること <u>ロ</u> 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること <u>ハ</u> 1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、<u>ロ</u>に該当し、かつ、<u>ハ</u>の最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2)～(5)（省略）	2 実施期日 本定義書は、<u>令和 7 年 7 月 1 日</u>から実施いたします。 8 電力需要 ビッグ野だいプラン (1) 適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <u>イ</u> 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること <u>ロ</u> 1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、<u>イ</u>に該当し、かつ、<u>ロ</u>の最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2)～(5)（省略）

旧	新
2 実施期日 本定義書は、<u>令和 7 年 4 月 1 日</u>から実施いたします。 8 電灯需要 (1) 坊っちゃん食べとくエコプラン イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) お客さまが 1 年を通じて本定義書の適用を希望されること <u>(ロ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること <u>(ハ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ～ホ（省略）	2 実施期日 本定義書は、<u>令和 7 年 7 月 1 日</u>から実施いたします。 8 電灯需要 (1) 坊っちゃん食べとくエコプラン イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <u>(イ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること <u>(ロ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ～ホ（省略）

旧	新
(2) リトル坊っちゃん食べとくエコプラン イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること <u>(ロ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること <u>(ハ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ～ホ（省略）	(2) リトル坊っちゃん食べとくエコプラン イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <u>(イ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること <u>(ロ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ～ホ（省略）

旧	新
(3) ビッグ坊っちゃん食べとくエコプラン イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること <u>(ロ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること <u>(ハ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ～ホ（省略）	(3) ビッグ坊っちゃん食べとくエコプラン イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <u>(イ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること <u>(ロ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ～ホ（省略）

旧	新
(4) 赤シャツ食べとくエコプラン イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること <u>(ロ)</u> 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること <u>(ハ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ～ホ（省略）	(4) 赤シャツ食べとくエコプラン イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <u>(イ)</u> 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること <u>(ロ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ～ホ（省略）

旧	新
(5) ビッグ赤シャツ食べとくエコプラン イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること <u>(ロ)</u> 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること <u>(ハ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ～ホ（省略）	(5) ビッグ赤シャツ食べとくエコプラン イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <u>(イ)</u> 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること <u>(ロ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ～ホ（省略）

旧	新
(6) マドンナライフ食べとくエコプラン イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること <u>(ロ)</u> 6（時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要であること なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。 <u>(ハ)</u> 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること <u>(ニ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、(ニ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ～ホ（省略）	(6) マドンナライフ食べとくエコプラン イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <u>(イ)</u> 6（時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要であること なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。 <u>(ロ)</u> 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること <u>(ハ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ～ホ（省略）